

改正民法が建築士業務に与える影響等に関する説明会

C P D 2 単位予定

(一社) 三重県建築士会 教育・事業委員会

120年ぶりに民法が改正され、2020年4月1日施行されます。これは社会・経済の変化への対応及びルール
の明確化を目的としたもので、この日以後に締結した契約から原則適用されます。改正の概要は「瑕疵」の削除と契
約不適合の概念を用いること、また、契約不適合の効果として追完請求権、代金減額請求権等の発生、建築物請負
契約の解除など、民法の再建関係規定に基づいている各種契約約款の改正が予定されています。

この改正民法が建築士業務に与える影響等について、現時点で想定される問題と対応、今後の見通し等について解
説いたします。今後の、業務に十分に役立つと思いますのでぜひご参加ください

開催日 : 令和元年 12 月 2 日 (月)

受講料 : 会員 ¥3,000- 会員外 ¥5,000- (テキスト代含む)

場 所 : サンワーク津 1 階研修室 津市島崎町 143-6

定 員 : 40 名 (定員になり次第締め切ります。)

講習形態 : DVD による講習

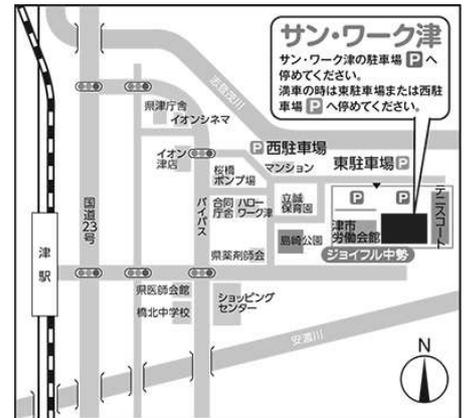
受 付 : 13 : 30 ~

時 間 割 : 14 : 00 ~ 14 : 50 「改正民法について」

14 : 50 ~ 15 : 00 (休 憩)

15 : 00 ~ 16 : 25 「改正民法が工事請負契約に与える影響」

「改正民法が設計監理契約に与える影響」



受付番号

下記に必要事項をご記入のうえ、三重県建築士会へ FAX またはメール送信してください。

※ 当日は本紙(受付済)をご持参ください。

氏名	会員・非会員	会員の場合所属支部
住所	勤務先名	
日中連絡可能な電話番号	FAX 番号	
入金方法	<input type="checkbox"/> 事務局へ持参 <input type="checkbox"/> 振込み	
振込受付票貼付欄		
振込先 百五銀行 津駅前支店 普通預金 9170 シャ) ミエケンケンチクシカイ		
≪お問合せ先≫ 一般社団法人三重県建築士会 〒514-003 津市桜橋二丁目 177-2 TEL : 059-226-0109		
FAX : 059-225-4281 Email : kenchikushikai-mie@nifty.com		

【講習のお申込みに係る個人情報の取り扱いについて】

受講申込み者の個人データについては個人情報の保護に関する法律及び関係法令を順守します。